

株式会社 相即 グループホーム いやしの家

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

(令和 7 年 5 月 1 日変更)

当事業所は、御契約者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業主体概要

事業者の名称	株式会社 相即
事業者の所在地	福岡県糟屋郡志免町別府2丁目1番8号
法人の種類	株式会社
代表者の氏名	代表取締役 中里 建夫
施設の所在地	福岡県糟屋郡志免町別府2丁目1番8号
資本金	1,000万円
事業所の理念	福祉サービスを通して、地域住民の健康増進に寄与し、“癒し”の運営理念の下にお互いに、“癒し癒される関係”づくりをめざします
他の介護保険関連事業	通所介護 認知症対応型通所介護 訪問介護
他の介護保険以外の事業	医薬品販売業 損害保険代理店 保育所経営

2. ホーム概要

ホームの名称	グループホーム いやしの家
ホームの目的	この事業は、家庭的な環境、個性の尊重、日常生活の役割分担、地域とのふれあいを通して、自信の回復、認知症状の軽減、緩和をはかり、穏やかで安らぎのある生活を提供することを目的とする。
ホームの運営方針	1 利用者的人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 2 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 3 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。 4 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
ホームの管理者	亀割 圭子
開設年月日	平成14年11月1日
保険事業者指定番号	4074000219
所在地、電話、FAX番号	〒811-2205 糟屋郡志免町別府2丁目1番8号 (電話・FAX) 092-937-0318
交通の便	西鉄バス 宇美線 南里バス停 徒歩2分
敷地の概要	880.72㎡(自社所有)
建物の概要	構造:鉄骨造4階建(耐火建築) 延床面積:903㎡ 3ユニット・定員27名
居室の概要	1室・12㎡
共有施設の概要	1ユニットにつき食堂・談話室・風呂・便所(3箇所) その他:屋上庭園・便所

非常時の対応	別途定める「グループホームいやしの家消防計画」にのっとり対応します。																				
平常時の訓練等	別途定める「グループホームいやしの家消防計画」にのっとり、年2回以上、夜間および昼間を想定した避難訓練を利用者も参加して実施します。																				
防災設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>個数等</th> <th>設備名称</th> <th>個数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>132</td> <td>放送設備</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td>6</td> <td>自動通報装置</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>消火用散水栓</td> <td>4</td> <td>誘導灯</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知機</td> <td>39</td> <td>非常用電灯</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>カーテンは防災性能のあるものを使用しております</p>	設備名称	個数等	設備名称	個数等	スプリンクラー	132	放送設備	39	消火器	6	自動通報装置	2	消火用散水栓	4	誘導灯	12	自動火災報知機	39	非常用電灯	21
設備名称	個数等	設備名称	個数等																		
スプリンクラー	132	放送設備	39																		
消火器	6	自動通報装置	2																		
消火用散水栓	4	誘導灯	12																		
自動火災報知機	39	非常用電灯	21																		
消防計画等	消防署への届出日:平成14年10月10日 防火管理者:中里 建夫																				
緊急対応方法	主治医や協力医療機関および予めお申し出のあった救急病院等に責任を持って引き継ぎます。																				
損害賠償責任保険加入先	株式会社 損害保険ジャパン																				

3. 職員体制(主たる職員)

従業員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者 (各ユニット1名)	3名		3名			看護師、介護福祉士
計画作成担当者(各ユニット1名)	3名		3名			介護福祉士、介護支援専門員
介護従事者	18名以上	12名	6名		1名以上	介護福祉士、ヘルパー2級、介護職員初任者研修終了

4. 勤務体制(1ユニットにつき)

介護職員	常勤換算 4.0名以上 早出 (7:30~16:00) 日勤 (8:30~17:00) 遅出 (11:00~19:30) 夜勤 (16:30~翌日9:30)
夜間の体制	19:30~5:30 (1名)
2F ユニット 管理者 氏名 浦 琴未	□専従 資格:介護福祉士、介護支援専門員 認知症高齢者のケアの経験年数:14年6ヶ月 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実践者研修(G・H管理者研修)
2F ユニット 計画作成担当者 氏名 藤野 千明	□専従 資格:介護福祉士 認知症高齢者のケアの経験年数:12年5ヶ月 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実践者研修
3F ユニット 管理者兼計画作成担当者 氏名 亀割 圭子	□専従 資格:保健師、看護師、介護支援専門員 認知症高齢者のケアの経験年数:19年6ヶ月 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実践者研修(G・H管理者研修) ・認知症介護実践リーダー研修 ・認知症介護指導者養成研修
4F ユニット 管理者 氏名 岡本 悦子	□専従 資格:介護福祉士 認知症高齢者のケアの経験年数:19年1ヶ月 認知症介護に関する研修の受講歴

	・認知症介護実践者研修(G・H管理者研修)
4F ユニット 計画作成担当者 氏名 檜原 紗耶	□専従 資格:介護福祉士 認知症高齢者のケアの経験年数:12年8ヶ月 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実践者研修

5. ホームのご利用にあたっての留意事項

来訪・面会	・いつでも来訪・面会ができます。ただし、来訪者が宿泊される場合は事前にお申し出ください。
外出・外泊	・外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て、所定の届出用紙への記入をお願いします。入居者の体調によっては、ご遠慮いただくことがあります。
居室・設備・器具の利用	・ホーム内の居室や設備、器具は本来の使用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	・ホーム内は禁煙です。飲酒は他人に迷惑のかからない程度、また健康状態に影響のない程度で希望時は飲酒していただくことは可能です。
迷惑行為等	・騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金の管理	・現金および預貯金、又は財産等の管理は原則として行いません。ただし日常の小遣い程度(2万円以下)については、ご家族からの依頼を受けた場合、必要に応じてお預かりすることができます。その際は使用内容や残金の報告を定期的に行います。
所持品	・所持品にはすべて記名をお願いします。
宗教活動・政治活動	・ホーム内での宗教活動・政治活動はご遠慮下さい。
ペットの飼育	・ホーム内でのペットの飼育はご遠慮下さい。ただし、訪問者と同伴の場合はこの限りではありません。

6. サービスおよび利用料等

(1)介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事の介助	・栄養バランスを考えた献立と入居者の身体状況に配慮した食事を提供します。 (食事時間) 朝食: 7:00 頃 昼食: 12:00 頃 夕食: 18:00 頃
排泄の介助	・入居者一人ひとりに応じて適切な排泄の介助を行います。また排泄の自立にむけて適切な援助を行います。 ・おむつの交換は必要な回数を行います。
入浴の介助	・入居者の希望や体調に合わせて、適切な時間帯、および回数を提供します。 ・入居者のプライバシーを尊重しながら入浴の介助に努めます。 ・必要に応じて清拭を行います。
着替え等の介助	・生活のリズムや気温を考慮して毎朝夕の着替えを行います。 ・個人を尊重し適切な整容が行われるように援助します。 ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
機能訓練・余暇活動	・リハビリの一環として、入居者一人ひとりの状況に合わせた日常生活における諸動作や、機能の維持に努めます。 ・季節ごとの行事を通して、地域との交流、余暇活動を行います。
健康管理	・日常の健康管理及び継続的な治療は、主治医と連携を図りながら適切に対応します。また、緊急等必要な場合には、主治医や協力医療機関及びあらかじめお申し出のあった病院等に責任をもって引継ぎます。
相談および援助	・入居者及びその家族からのいかなる相談についても、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。
	①介護費自己負担分(1日あたり) 単価:10円 ・要支援2 749単位(1割)、1,498単位(2割)、2,247単位(3割) ・要介護1 753単位(1割)、1,506単位(2割)、2,259単位(3割)

介護保険自己負担分	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護2 788単位(1割)、1,576単位(2割)、2,364単位(3割) ・要介護3 812単位(1割)、1,624単位(2割)、2,436単位(3割) ・要介護4 828単位(1割)、1,656単位(2割)、2,484単位(3割) ・要介護5 845単位(1割)、1,690単位(2割)、2,535単位(3割) ②初期加算 1日につき30単位(1割)、60単位(2割)、90単位(3割) (入居後30日に限り) 医療機関に1か月以上入院後、再入居時初期加算 30単位(1割)、 60単位(2割)、90単位(3割)/日 ③医療連携体制加算 1日につき39単位(1割)、78単位(2割)、117単位(3割) (要介護者のみ) ④サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 1日につき6単位(1割) 12単位(2割)、18単位(3割) ⑤若年性認知症利用者受入加算 1日につき120単位(1割)、240単位(2割)、360単位(3割) (対象者のみ) ⑥看取り介護加算 死亡日以前4日～30日 144単位(1割)288単位(2割)432単位(3割)/日 死亡日前日及び前々日 680単位1,360単位(2割)2,040単位(3割)/日 死亡日 1280単位(1割)2,560単位(2割)3,840単位(3割)/日 ⑦科学的介護推進体制加算 40単位(1割)80単位(2割)120単位(3割) ⑧介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ①～⑥までにより算定した単位数の合計×11.1%(1月あたり) ⑨特定処遇改善加算(Ⅱ) ①～⑥までにより算定した単位数の合計×2.3%(1月あたり) ⑩介護職員等ベースアップ等支援加算 ①～⑥までにより算定した単位数の合計×2.3%(1月あたり) ⑪入退院支援 246単位(1割)、492単位(2割)、738単位(3割)/日 (対象者のみ・退院再入居後6日のみ) ⑫協力医療機関連携加算 100単位(1割)、200単位(2割)、300単位(3割) ⑬退居時情報提供加算 1回につき250単位(1割)、500単位(2割)、750単位(3割) ⑭認知症チームケア推進加算(Ⅰ)150単位(1割)、300単位(2割)、450単位(3割)
-----------	---

(2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容
居室の提供(家賃)	40,000円/月
食事の提供(食材料費)	49,200円/月 1日につき 朝食:330円 昼食:640円 夕食:570円 おやつ:100円 (計:1,640円)
水道・光熱費	20,000円/月
入居時敷金	200,000円 ・退居時に返還します。但し、家賃について未納がある場合には未納金に充当することもあります。
その他 (日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費となります)	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ代、理美容代、屋外レクリエーションについて交通費・入場料等、趣味、余暇活動として使用する材料などは自己負担となります。 ・共同で使用する石鹸、シャンプー、洗剤、トイレトペーパー、浴室用品については負担の必要はありませんが、個人で使用する場合は実費負担となります。 ・医療機関への受診の際にかかる費用は実費となります。

7. 協力医療機関

協力医療機関名	診 療 科 目
特別医療法人 栄光会 栄光病院	※ 救急告示病院 内科・外科・循環器科・整形外科・呼吸器科・神経内科・泌尿器科 肛門科・麻酔科・リハビリテーション科・ホスピス外来
吉木歯科医院	歯科

8. 苦情相談機関

苦情相談窓口	管理者: 亀割 圭子 担当者: 浦 琴未 柳 輝 岡本 悦子 電話番号・FAX: 092-937-0318 なお、担当者が不在でも、基本的な事項は他の職員ができるように研修し、相談および苦情の内容を必ず担当者に引き継ぐよう徹底します。
--------	--

★次の公的機関においても、苦情の申し出ができます。

福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話 092-642-7859 FAX 092-642-7857
-------------------------	--

福岡県介護保険広域連合	本部: 〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-27 福岡県自治会館内 電話: 092-643-7055 FAX: 092-641-2432 粕屋支部: 〒811-2501 糟屋郡久山町大字久原3168-1 粕屋医師会館広域施設 3階 電話: 092-652-3111 FAX: 092-652-3106
-------------	--

志免町役場 福祉課 高齢者サービス係	所在地 〒811-2292 糟屋郡志免町志免中央1-1-1 電話: 092-935-1001 FAX: 092-935-2456
-----------------------	---

宇美町役場 健康福祉課	所在地 〒811-2192 糟屋郡宇美町宇美5-1-1 電話: 092-932-1111 FAX: 092-933-7512
-------------	---

久山町役場 健康福祉課	所在地 〒811-2592 糟屋郡久山町大字久原3632 電話: 092-976-1111 FAX: 092-976-2463
-------------	--

篠栗町役場 オアシス篠栗健康課	所在地 〒811-2416 糟屋郡篠栗町大字田中1-1 電話: 092-947-8888 FAX: 092-947-2414
--------------------	---

岡垣町役場 福祉課	所在地 〒811-4233 遠賀郡岡垣町野間1-1-1 電話: 093-282-1211 FAX: 093-283-3027
-----------	---

築城町役場 福祉課高齢者福祉係	所在地 〒829-0392 築上郡築上町大字椎田891-2 電話: 0930-56-0300 FAX: 0930-56-1405
--------------------	---

9. 支払い方法

・1ヶ月単位の清算となります。毎月15日までに前月分の請求をします。月末までにお支払い下さい。
お支払い方法は、現金払い、銀行振込、口座自動引き落としの中から選べます。但し、銀行振込、口座自動引き落としの場合、領収書は利用者または、利用者代理人から申し出があった場合に発行します。

10. 証書類、現金、貴重品の取扱い

・入居に際して、利用者の「介護保険証」「後期高齢者医療被保険者証」又は「健康保険証」およびそれに付随する減額証を確認にし、写しを取らせていただきます。
・貴重品や現金(お小遣い程度は除く)、預貯金などの保管、管理はいたしません。また認知症の状態から発生する持参品等の紛失についてはやむを得ないことがあります。ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

11. 介護保険の更新

・介護保険の申請、更新にかかわる手続きを代行します。

損害賠償責任保険

保険会社	(株)損害保険ジャパン		
保険内容	居宅介護事業者賠償責任保険		
	補償内容	補償限度額(免責金額なし)	Bタイプ
	対人・対物共通	1請求・保険期間中	1億
賠償責任	人権侵害	1名・1請求・保険期間中	300万円
	管理財物	1事故	150万円
	うち管理現金窃盗	1事故	15万円
	居宅介護事業所に係る 介護利用者の経済損失	1事故 保険期間中	100万円
	初期対応費用	初期対応費用・訴訟対応	1事故
	うち見舞金・見舞い品	1事故	1名 1万円 期間中 50万円

私は、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

株式会社 相即 「グループホーム いやしの家」

令和 年 月 日

職員 (職名) _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____